

平成 20 年 4 月 12 日

桜税会

木村弘之亮

社会保険料は第 2 の税金か
国民保険税（料）に係る最高裁判決を題材にして -

一 問題提起

1 沿革

2 国民健康保険法は、給付行政のための法規範（給付規範）か侵害行政のための法規範（侵害規範）か

二 保険料の計算の基礎 - 標準報酬概念は社会保険法にとって不可欠か

三 保険料率は法律要件（条例要件）として法令で明確にされているか、又は明確にされるか

四 保険者は、市町村もしくは国民健康保険組合か、又は国であるか

五 結語

1 標準報酬概念から給与所得概念へ

2 保険料率はフラット利率へ

3 保険者は国または地方公共団体へ

4 見込み予算方式から確定拠出方式へ

5 保険料率を法定し、給付に要する資金が不足する場合は、保険者が負担金を保険基金へ拠出